

事業者番号

申請日 令和 年 月 日

地域型住宅グリーン化事業実施支援室 殿

## 令和元年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請書

令和元年度地域型住宅グリーン化事業に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、令和元年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付規程第5の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。申請にあたっては、交付申請者及び対象住宅が本事業の要件やグループの共通ルールに適合していること、交付申請者及び対象住宅の建設に関する法令を遵守することに間違いありません。

なお、グループ代表者及び事務局担当者を申請代理人と定め、令和元年度地域型住宅グリーン化事業補助金の交付申請等の手続きに関する一切の権限を委任します。

## 記

## 1. 交付申請者

所属グループ番号		所属グループ名称	
----------	--	----------	--

法人・個人事業主等の名称		・会社の代表者印 ・個人事業主の場合は実印
代表者氏名		
住所	都道府県	

## 2. 交付申請する住宅の建築主等

契約形態	建築主名① (請負の場合) 物件名(売買の場合)	フリガナ
<input type="checkbox"/> 請負契約		
<input type="checkbox"/> 売買契約	建築主名② (請負(連名)の場合)	フリガナ

※連名の場合は建築主名①に代表の方、他の方は建築主名②に記入し他の方が複数の場合は建築主名②に併記  
法人の場合は建築主名①に「名称」、建築主名②に「代表者の役職及び代表者名」を記入  
1人の建築主が複数物件申請する場合は申請物件が特定出来るように部屋番号等を建築主①に併記  
売買契約による場合は「〇〇〇タウンハウス△号棟」等、特定できる名称を記入

## 3. 補助事業の概要（様式3のとおり）

## 4. 事業の完了日（様式3のとおり）

## 5. 交付申請額・算出方法及び事業経費の配分（様式4のとおり）

(注意事項)

- 交付申請書は、1住戸につき1枚作成してください。
- 修正液、修正テープ等や訂正印での修正はできません。（提出書類共通）

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

申請窓口記入欄

事業者登録 当初 計変 回

グループ番号	事業者番号	建築主等
--------	-------	------

## 対象住宅・建築物の概要

## 1. 工事請負契約の締結日

令和	年	月	日	← 請負契約の場合に記入
----	---	---	---	--------------

## 2. 事業の完了日

令和	年	月	日	※事業完了（支払い全額精算かつ引渡し）日、または 完了実績報告提出期限のいずれか早い日
----	---	---	---	--

## 3. 対象住宅の概要

建設地の番 地名地番	都道府県
契約書と表記 が異なる理由	<input type="checkbox"/> 住居表示のため <input type="checkbox"/> 分筆前のため <input type="checkbox"/> その他( )
構造	<input type="checkbox"/> 木造のみ <input type="checkbox"/> 混構造（木造+鉄筋コンクリート造、木造と鉄骨造等）
階数	地上 階 地下 階建
対象住宅の面積	m <sup>2</sup> ※インナーガレージや住宅以外の用途部分の面積を除く
用途	<input type="checkbox"/> 住宅のみ <input type="checkbox"/> 住宅（インナーガレージ付） <input type="checkbox"/> 住宅以外の用途との併用住宅

※対象住宅の面積は少数点第三位以下切り捨て

## 4. 三世同居対応住宅に設置する調理室等の数（三世同居加算を対象とする場合）

調理室	カ所	浴室	カ所	便所	カ所	玄関	カ所
-----	----	----	----	----	----	----	----

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

グループ番号	事業者番号	建築主等
--------	-------	------

## 対象住宅・建築物の経費

## 1. 契約の区分及び契約額 (消費税抜き)

<input type="checkbox"/> 請負契約による住宅	工事請負契約の契約額※ (A)	円
<input type="checkbox"/> 売買契約による住宅	契約額のうち 土地の代金	円
	契約額のうち 建物の代金 (A)	円

## 2. 契約額のうち補助対象とならない経費の内訳 (消費税抜き)

補助対象外工事費 項目	工事費	備考
1 用地費、地盤改良工事、解体工事費、外構工事、ウッドデッキ等	円	
2 インナーガレージ・店舗部分等	円	
3 昇降機、煙突、アンテナ、屋上緑化等	円	
4 屋外給排水工事(浄化槽等含む)、屋外ガス設備工事、幹線引込み工事	円	
5 分離して購入できるもの(カーテン、ペレットストーブ、家具等)	円	
6 設計料、工事監理費、各種申請費、保険費、調査費	円	
7 太陽光発電設備	円	
8 その他 ( )	円	
9 その他 ( )	円	
10 その他 ( )	円	
補助対象外工事費 合計	円 (B)	

## 3. 他の補助事業の補助金

国庫を含まない補助金の額	円 (C)
--------------	-------

## 4. 補助対象工事費の算出

補助対象工事費 (A) - {(B)+(C)}	円 (D)
-------------------------	-------

## 5. 補助額及び掛かり増し費

配分の区分	補助額	補助対象工事費から求める補助額の確認	補助額を選択してください
長期優良住宅	万円 (5万円単位) (E)	(D) / 10000 (単位調整) × 1/10 =	万円 比較 万円 (E)
		掛かり増し費の確認	
		<input type="checkbox"/>	補助額は建設工事費のうち長期優良住宅にするための掛かり増し費用の1/2以内である
地域材加算額	万円 (10万円単位)	<input type="checkbox"/>	補助額は建設工事費のうち地域材を利用するための掛かり増し費用の1/2以内である
三世帯同居加算額	万円 (10万円単位)	<input type="checkbox"/>	補助額は建設工事費のうち三世帯同居対応住宅にするための掛かり増し費用の1/2以内である
交付申請額	万円		

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

グループ番号	事業者番号	建築主等
--------	-------	------

## 対象住宅・建築物の着工前の現地写真

採択日以降の着工前の写真

使用する配分類の採択通知の番号※	国住木 第	—	号
<h3>写真貼り付け欄①</h3> <p>・写真を貼付ける際は、縦・横の比率を変更せず、枠いっぱいに大きくすること。</p>			
信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するデジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア			
アプリ名		バージョン	
<h3>写真貼り付け欄②</h3> <p>・写真を貼付ける際は、縦・横の比率を変更せず、枠いっぱいに大きくすること。</p>			
信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するデジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア			
アプリ名		バージョン	

（注）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

グループ番号

事業者番号

建築主等

## 請負契約の場合

&lt; 施工事業者の原本の写しを提出 &gt;

## 令和元年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約

## (要件等の確認)

第1条 甲及び乙は、令和元年度地域型住宅グリーン化事業(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付規程、マニュアル等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手及びグループ事務局に通知する義務を負う。

2 甲及び乙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(へ)の全ての事項について、了解したものとする。

(イ) 本補助金の補助対象となる住宅・建築物について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)

(ロ) 本補助金を受けた住宅・建築物について甲は、注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと

(ハ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後 10 年間又は耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう。)しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならないこと

(ニ) 交付決定が取り消された場合には本補助金の返還をしなければならないこと

(ホ) 提出した個人情報は、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること

(ヘ) 甲及び乙は、相手、グループ事務局又は実施支援室に連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないと実施支援室が判断した場合は、実施支援室が交付申請を無効とすることができることや交付決定を取り消すことができることを承知し、これについて実施支援室に一切の意義を申し立てないこと

## (申告)

第2条 甲及び乙は、交付規程により制限される以下の(イ)から(ハ)の事項への該当の有無について、相互に申告する。

なお(ロ)及び(ハ)については、乙にはその役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)を含むものとする。

(イ) 平成28年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと(有りの場合の返還補助金の概要は別紙による)

(ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること

(ハ) 甲乙の関係が交付規程第5第4項及び第5項に規定する関係会社等の関係にあること

2 前項の申告内容に虚偽等が存することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された本補助金を返還することについて、甲、乙とも一切の意義を申し立てないものとする。

3 甲及び乙が、第1項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲及び乙は当該損害についてその責任を負うこととする。

## (交付申請等)

第3条 甲及び乙は、本規約締結後すみやかに、交付申請から本補助金の受領に至るまでの手続きを共同して行う。

2 本補助金の交付申請から補助金の受領に要する諸手続きについては、甲及び乙を代表して乙が行うものとする。

3 甲は、乙の行う手続きに協力するものとする。

## (補助金の還元)

第4条 乙は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより甲に還元するものとする。

※補助額は、完了実績報告により実施支援室が適切と認めた後に乙に送付される「額の確定通知書」に記載されている額

## (不承認)

第5条 乙は、本補助金の交付が受けられない、または交付が見込まれる本補助金額が減額されることを知った場合、すみやかに甲に通知し、互いに誠実に協議を行うものとする。

甲及び乙は、補助金の交付を受けるため、本規約を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、本規約を2通作成し、それぞれ保管するものとするともに、乙の写しを実施支援室に届け出ることとする。

令和 年 月 日

【乙】の所属グループ名

## 【甲】建築主

住所

住所

氏名

氏名

## 【乙】施工事業者 (交付申請者)

住所

都道

府県

名称

代表者

【甲】は工事請負契約書と同じ印または実印(印鑑登録証添付)を使用してください。

【甲】が3名以上の場合は余白に記入押印して下さい。

【乙】は交付申請書(様式2)と同じ印を使用してください。

押印箇所 (甲乙共通)

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

グループ番号

事業者番号

建築主等

## 分譲発注の場合

＜施工事業者の原本の写しを提出＞

## 令和元年度地域型住宅グリーン化事業に関する協定書

## 新築工事

上記、新築工事(以下、「本工事」という)において建築主(以下、「甲」という)、交付申請手続きを行う施工事業者(以下、「乙」という)、甲乙間の請負契約とは別に甲と請負契約を結んだ施工事業者(以下、「丙」という)は、以下の内容で協定を締結する。

## (目的)

第1条 甲、乙及び丙は、令和元年度地域型住宅グリーン化事業(以下、「本事業」という。)の趣旨を理解し、良質な住宅を甲に提供する。

## (本事業の代表者)

第2条 分譲発注によって複数の施工事業者が本工事を行うため、乙と丙のうち乙を施工事業者の代表とする。また乙が中心となって施工事業者に関わる本事業の要件を満たす。

2 本事業に関する諸手続き等については、甲、乙及び丙を代表して乙が行い、補助金の還元については乙、丙を代表して乙が行うものとする。また甲及び丙は乙の求めに応じて手続きに協力する。

## (要件等の確認)

第3条 甲、乙及び丙は、本事業に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付規程、マニュアル等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲、乙及び丙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手及びグループ事務局に通知する義務を負う。

2 甲、乙及び丙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ニ)の全ての事項について、了解したものとする。

(イ)本補助金の補助対象となる住宅・建築物について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)

(ロ)本補助金を受けた住宅・建築物について甲は、注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと

(ハ)本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう)しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならない。これは補助対象外の設備・部材であっても、要件に係わるものすべてに適用されること。

(ニ)提出した個人情報、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること。

(ホ)甲及び乙は、相手、グループ事務局又は実施支援室に連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないと実施支援室が判断した場合は、実施支援室が交付申請を無効とすることができることや交付決定を取り消すことができることを承知し、これについて実施支援室に一切の意義を申し立てないこと

(ヘ)甲、乙及び丙は、本事業の手続きに使用する書類、本補助事業で行われるアンケート等について、すみやかに準備し、協力して行うこと。

(ト)本協定書内に定めのない項目については、甲と乙にて締結された「令和元年度地域型住宅グリーン化事業 共同事業実施規約」に準拠すること。

## (申告)

第4条 甲及び丙は、交付規程により制限される以下の(イ)から(ハ)の事項への該当の有無について甲及び乙に申告する。なお(ロ)及び(ハ)については、丙にはその役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)を含むものとする。

(イ)平成28年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと

(ロ)交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること。

(ハ)甲丙の関係が交付規程第5第4項及び第5項に規定する関係会社等に該当すること。

2 前項の申告内容に虚偽等が存することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された本補助金を返還することについて、甲、乙、丙とも一切の意義を申し立てないものとする。

3 甲及び丙が、第1項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲、乙及び丙は当該損害についてその責任を負うこととする。

甲・乙及び丙は、補助金の交付を受けるため、本協定書を互いに確認し、本協定書に従って補助事業を実施するものとして、本協定書を3通作成し、それぞれ保管するものとするともに、乙の写しを実施支援室に届け出ることとする。

令和 年 月 日

グループ名

## 【甲】建築主

住所

氏名

住所

氏名

## 【乙】施工事業者(交付申請者)

住所

都道府県

名称

代表者

## 【丙】施工事業者(分譲発注先)

住所

名称

代表者

○押印箇所(甲乙共通)

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

丙について			
(イ)	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/> 有り
(ロ)	<input type="checkbox"/>	該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する
甲丙の関係について			
(ハ)	<input type="checkbox"/>	該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する(三者見積) <input type="checkbox"/> 該当する(原価による)

グループ番号	事業者番号	建築主等
--------	-------	------

&lt;原本の提出&gt;

売買契約の場合

令和 年 月 日

地域型住宅グリーン化事業実施支援室 殿

所属グループ名

交付申請者(施工事業者)

住所

都道府県

名称

代表者

交付申請書(様式2)と同じ印を使用してください。↑

## 令和元年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施による誓約書

交付申請者は、令和元年度地域型住宅グリーン化事業(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、本誓約を確認し、本誓約書の内容に従って補助事業を実施するものとして届け出ます。

## (要件等の確認)

第1条 交付申請者は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかにグループ事務局に通知する義務を負う。

2 交付申請者は、以下の(イ)から(チ)の全ての事項について、了解したものとする。

(イ) 本補助金の交付規程、マニュアル等をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認すること

(ロ) 対象住宅の建設について、交付申請者が建設し買主と売買契約を締結すること

(ハ) 本補助金の補助対象となる住宅(以下、「対象住宅」という。)について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)

(ニ) 本補助金を受けた住宅(以下、「住宅」という。)について善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと

(ホ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう。)しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならないこと

(ヘ) 交付決定が取り消された場合には本補助金の返還をしなければならないこと

(ト) 提出した個人情報、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること

(チ) 交付申請者がグループ事務局や実施支援室に連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないと実施支援室が判断した場合は、実施支援室が交付申請を無効とすることができることや交付決定を取り消すことができることを承知し、これについて実施支援室に一切の意義を申し立てないこと

## (申告)

第2条 交付申請者は、交付規程により制限される以下の(イ)及び(ロ)の事項への該当の有無について申告する。

なお(ロ)については、その役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)を含むものとする。

(イ) 平成28年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと(有りの場合の返還補助金の概要は別紙による)

(ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること

2 前項の申告内容に虚偽等が存することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された本補助金を返還することについて、一切の意義を申し立てないものとする

## (共同実勢規約の締結等)

第3条 交付申請者は、買主が決定次第、買主とすみやかに共同実施規約を締結し、交付申請者は、完了実績報告から補助金の受領に至るまでの手続きを買主と共同して行なう。

## (補助金の還元)

第4条 交付申請者は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより買主に還元する。

※補助額は、完了実績報告により実施支援室が適切と認められた後に補助事業者へ送付される「額の確定通知書」に記載されている額

## 【申告】

(イ)	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り
(ロ)	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

事業者番号

報告日 令和 2 年 3 月 31 日

地域型住宅グリーン化事業実施支援室 殿

令和元年度地域型住宅グリーン化事業の  
事業完了時期に関する工事の状況調査報告（未完了報告）

令和元年度地域型住宅グリーン化事業の補助金の交付申請をした下記について、事業完了時期等を報告します。

なお、グループ代表者及び事務局担当者を申請代理人と定め、令和元年度地域型住宅グリーン化事業補助金の未完了報告に関する一切の権限を委任します。

## 記

## 1. 交付申請者

所属グループ番号		所属グループ名称	
法人・個人事業主等の名称			・会社の代表者印 ・個人事業主 の場合は実印
代表者氏名			
住所		都道府県	

## 2. 交付申請する住宅の建築主等

契約形態	建築主名① (請負の場合) 物件名(売買の場合)	フリガナ
<input type="checkbox"/> 請負契約		
<input type="checkbox"/> 売買契約	建築主名② (請負(連名)の場合)	フリガナ

※連名の場合は建築主名①に代表の方、他の方は建築主名②に記入し他の方が複数の場合は建築主名②に併記  
法人の場合は建築主名①に「名称」、建築主名②に「代表者の役職及び代表者名」を記入  
1人の建築主が複数物件申請する場合は申請物件が特定出来るように部屋番号等を建築主①に併記  
売買契約による場合は「〇〇〇タウンハウス△号棟」等、特定できる名称を記入

## 3. 事業スケジュール

着工月(予定含)	令和 年 月
引渡し月(予定含)	令和 2 年 月
事業完了月(予定含)	令和 2 年 月

## 4. 年度内に事業完了できない場合、その遅れる理由

下記から選択し、アルファベットを入力してください
A 隣家との調整（工事に伴う騒音・振動、日照、工事用資材等の運搬路等）に不測の日数を要したため
B 自己都合に因らない設計変更があったため
C 建築確認その他の関係機関との協議・許認可に不測の日数を要したため
D 工事の施工に伴い明らかとなった状況変化（土質、地盤等）があったため
E 豪雨・豪雪等があったため
F 資材の入手難、特注品の納期延期があったため

(注意事項)

- 交付申請書は、1住戸につき1枚作成してください。
- 修正液、修正テープ等や訂正印での修正はできません。（提出書類共通）

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。